

東日本入会・山村研究会 規約

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、東日本入会・山村研究会と称する。

第二章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、入会・山村について、地域に根ざした実践的な研究及び会員相互の交流をとおし、山村の自律的存続・発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 研究発表交流シンポジウム等の開催
- 二 機関誌その他の発行
- 三 研究及び調査の実施
- 四 各種情報の収集提供
- 五 会員間の情報交流・研究協力の支援
- 六 その他運営委員会が適当と認める事項

第三章 会員

(会員)

第4条 会員は、次のとおりとする。

- 一 個人会員 入会・山村に関心をもち、その課題の研究や解決に向けた実践を志す者
- 二 学生会員 入会・山村に関心をもち、その課題の研究や解決に向けた実践を志す学生
- 三 団体会員 入会・山村に関心をもち、その課題の研究や解決に向けた実践を志す者を構成員に含む団体
- 四 会誌講読会員 本会が発行する会誌を講読する者及び団体

(会費)

第5条 会員は、総会で定めた会費を納めなければならない。

(資格の喪失)

第6条 会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- 一 退会したとき
- 二 死亡、失踪宣告又は団体である会員にあってはその団体が解散若しくは合併によって消滅したとき
- 三 除名されたとき

(退会)

第7条 会員は、所定の様式による届出により、退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、出席した会員の3分の2以上の議決を経て、代表運営委員が除名することができる。この場合には、その会員に対して議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 本会の会員としての義務に違反したとき
- 二 本会の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき

第四章 機関

(役員)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- 一 代表運営委員 1名
- 二 運営委員 20名以内
- 三 監事 2名
- 四 参与 必要に応じ参与を置くことができる

(選任)

第10条 運営委員及び監事、参与は、個人会員・団体会員のうちから総会において選任する。

2 代表運営委員は、運営委員のうちから互選により定める。

(任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、役員はその任期満了後も後任の役員が就任するまでは、その職務を行う。

(代表運営委員)

第12条 代表運営委員は、会務を総理し、本会を代表する。

(運営委員)

第13条 運営委員は、運営委員会を組織し、会務を執行する。

(監事)

第14条 監事は、会計及び会務執行を監査する。

(事務局)

第15条 会務を処理するため、本会に、事務局を置く。

(総会)

第16条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、代表運営委員が年1回招集しなければならない。

3 臨時総会は、代表運営委員が必要と認めたときに招集する。

4 代表運営委員は、会員の5分の1以上の者から書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の要求があったときは、総会を招集しなければならない。

5 総会の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。

(総会の議決事項)

第17条 総会では、この規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- 一 事業報告及び収支決算に関する事項
- 二 事業計画及び収支予算に関する事項
- 三 その他代表運営委員が必要と認めた事項

(運営委員会)

第18条 運営委員会は、必要に応じ代表運営委員が招集する。

2 代表運営委員は、運営委員の過半数の請求があった場合運営委員会を招集しなければならない。

(議決権)

第19条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

- 2 団体会員は、その指定する者一名をもって議決権とする。
- 3 運営委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。

第五章 会計

(経費)

第20条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

第六章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第22条 本規約は、総会において出席者の3分の2以上の同意がなければ、変更することができない。

(解散)

第23条 本会は、会員の4分の3以上の同意がなければ、解散することができない。

第七章 細則

(細則)

第24条 この規約施行についての細則は、運営委員会が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年8月29日から施行する。
- 2 第21条の規定にかかわらず、この法人の設立当初の会計年度は、設立の日から平成21年7月31日までとする。

3. 本会は、平成 20 年 8 月 29 日をもって解散した東日本入会林野研究会を継承・発展したものである。
4. 平成 27 年 4 月 1 日より、本改訂版を施行する。

細則規定

- 1 会費 いずれも年額

個人会費	3,000 円
学生会費	1,000 円
団体会費 一口	5,000 円
会誌講読会費	2,000 円

- 2 団体会員の参加
学会事業への参加は、一口当たり 2 名とする。

- 3 運営委員会
運営委員会は、年 2 回程度開催する。

- 4 監事
監事は、監査結果を総会に報告する。

- 5 入会
 - 一 設立総会時
呼びかけ人は、設立総会時において会員となる。会員として入会する意思を表示している者は、設立総会時において会員となる。
 - 二 設立後
入会を希望する者は、入会申込書を、代表運営委員に提出し、その承認を得て会員となる。

- 6 事務局
以下の住所に置く。

〒020-0693 岩手県滝沢市菓子 152-52 岩手県立大学総合政策学部
泉 桂子 方
tel : 019-694-2730
e-maill : izumi_k■iwate-pu.ac.jp (■を@に替えて)